

平成 17 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ チ ヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡 公和
(ジャスダック コード 9968)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄
T E L 088-823-2638

臨時株主総会決議のお知らせ

本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでお知らせ致します。

記

決議事項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
別紙参照 |
| 第 2 号議案 | 特定の第三者に対する特に有利な条件による新株予約権発行の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
別紙参照 |

上記決議を踏まえ、新たに発行する第 3 回新株予約権の権利行使を促進することで、事業資金及び運転資金の調達を行い、新規事業を含めた積極的な事業活動を行ってまいります。

今後は、長い間、ご心配をお掛けした当社株主や取引先の皆様方に安心していただけるよう全社一丸となって、早期に業績が回復できるよう一層努力してまいります。

以 上

<別紙>

第1号議案 定款一部変更

変更内容は下記のとおりであります。

(下線____は2.(1)(2)の変更箇所)

(波線_____は2.(3)(4)に該当箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工	1. 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工
2. 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売	2. 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売
3. 煙草、酒類およびジュース類の販売	3. 煙草、酒類およびジュース類の販売
4. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務	4. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
5. 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、絵画、美術品、自動車、自動車部品、工作機械およびその部品	5. 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、絵画、美術品、自動車、自動車部品、工作機械およびその部品
6. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに利用	6. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに利用
7. 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工	7. 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工
8. 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理	8. 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理
9. 飲食店の経営	9. 飲食店の経営
10. フランチャイズシステムによる飲食店の経営	10. フランチャイズシステムによる飲食店の経営
11. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売	11. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売
12. 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売	12. 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売
13. 移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売	13. 移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売
14. 有価証券の投資および運用	14. 有価証券の投資および運用
15. 総合リース業	15. 総合リース業
16. 貨物運送代理店業	16. 貨物運送代理店業
17. ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営およびその指導	17. ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営およびその指導
18. セキュリティー機器の開発、製造および販売	18. セキュリティー機器の開発、製造および販売
19. 情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売	19. 情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売
20. 出版および印刷に関する業務	20. 出版および印刷に関する業務
21. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業	21. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業

現 行 定 款	変 更 案
22. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務 23. コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売 24. コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発 25. 乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売 26. 光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売 27. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋 28. 経営コンサルタント業務 29. 各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理 30. 貸金業 31. 磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売 32. 磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売 33. 前各号に附帯する一切の業務 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>375,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (新設) 第6条～第7条 (条文省略) (名義書換代理人) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	22. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務 23. コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売 24. コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発 25. 乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売 26. 光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売 27. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋 28. 経営コンサルタント業務 29. 各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理 30. 貸金業 31. 磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売 32. 磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売 33. 前各号に附帯する一切の業務 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>765,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 第7条～第8条 (現行どおり) (名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) <u>第 9 条</u> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。 <u>第 10 条</u> (条文省略) 第 3 章 株主総会 <u>第 11 条～第 12 条</u> (条文省略) (決議) <u>第 13 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。 <u>2. 商法 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u> <u>第 14 条～第 15 条</u> (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 <u>第 16 条～第 25 条</u> (条文省略) 第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 26 条～第 34 条</u> (条文省略) 第 6 章 計 算 <u>第 35 条～第 38 条</u> (条文省略)	(株式取扱規則) <u>第 10 条</u> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。 <u>第 11 条</u> (現行どおり) 第 3 章 株主総会 <u>第 12 条～第 13 条</u> (現行どおり) (決議) <u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。 <u>2. 商法 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u> <u>第 15 条～第 16 条</u> (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 <u>第 17 条～第 26 条</u> (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 27 条～第 35 条</u> (現行どおり) 第 6 章 計 算 <u>第 36 条～第 39 条</u> (現行どおり)

第2号議案 特定の第三者に対する特に有利な条件による新株予約権発行の件

新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

① 株式の種類及び数 当社普通株式 250,000,000 株
(新株予約権1個につき1,000株)

② 株式の数の調整

下記(8)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 調整後行使価額

(3) 発行する新株予約権の総数 250,000 個

(4) 新株予約権の発行価額 無償

(5) 新株予約権の割当先及び割当数 リッチ・ペ・コンシュラ・トレーディング・リミテッド 125,000 個
タワースカイプロフィッツ・リミテッド 125,000 個

(6) 新株予約権の申込期日 平成17年4月19日

(7) 新株予約権の発行日 平成17年4月20日

(8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（以下、「行使価額」という。）

① 行使価額は、1個につき10,000円（1株につき10円）

② 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）は次の算式により調整される。（なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。）但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

2,500,000,000 円

(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1個につき10,000円（1株につき10円）

(11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,500,000,000 円

(12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(14) 新株予約権の行使期間

平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 7 月 31 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(15) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(16) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

- ① 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の②に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

② 承継される新株予約権の内容の決定の方針

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額

(エ) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

(オ) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(カ) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(17) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

(18) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。

(19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(20) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通しを踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。

また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。

(21) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(22) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理部

(23) 前期各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上